

平成十六年八月五日提出
質問第四四号

高速道路のETC機器の現状に関する質問主意書

提出者

細川律夫

井上和雄

高速道路のETC機器の現状に関する質問主意書

平成十二年から日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団もしくは地方道路公社等（以下、「公団等」という。）において有料道路自動料金収受システム（以下、「ETC」という。）機器の運用が開始された。政府は、料金所をノンストップで通過できる新しい通行料金支払方法であるETCの運用目的に、料金所渋滞の緩和をはじめ、排気ガスや騒音の低減等、環境改善を謳い、積極的に推進している。

しかし、ETC機器の誤作動等が原因によって、利用者及び料金所職員らを巻き込む人身及び物損事故が多発している。

これらの現状に鑑み、適切な対処を確保するため、政府の所見を明らかにする必要がある。従って、次の事項について質問する。

第一 安全対策について

- 一 公団等における、ETC専用レーン・混在レーン付近において発生した人身及び物損事故に関し、
- (一) 平成十二年度、平成十三年度、平成十四年度、平成十五年度の事故発生件数及び原因、また、具体

的にどのような事故が発生したか、それぞれについて明らかにされた上、利用者らの安全確保について、どのような対策を講じているのか、見解を示されたい。

二 料金所手前において、車輛減速を怠った等という理由で発生する重大事故が多発している。

(一) 現行法、高速道路等の料金所手前での減速を規定する根拠はあるか明らかにされたい。

(二) (一)につき、係る根拠がないとすれば、政府は、本件に関する安全確保についてどのような対策を講ずるべきであるか、明らかにされたい。

第二 ETC機器の誤作動について

渋滞緩和及び解消等を目的としたETC機器の導入であったが、当該機器の誤作動が頻発している。

一 当該機器の誤作動件数及び原因について、平成十六年度一月期から七月期の状況をそれぞれ明らかにされた上、政府は、当該機器の誤作動に対してどのような対策を講ずるべきであるか、料金所遮断機の誤作動防止等や関係職員らの迅速な対処を図れる体制を構築するという観点で見解を示されたい。

第三 ETC機器ではなく、いわゆるETC専用クレジットカード（以下、「ICCR」という。）の利用者が多くなっている。しかし、ICCRを処理するシステムが不十分であるためか、当該処理に時間を

要し、更なる渋滞要因になっているのではないかと懸念される。

一 ICCR利用は、更なる渋滞要因と考えられるが、一日あたりの平均的なICCR利用者数及び利用時における一件あたりの平均所要時間を明らかにされた上、政府としてどのような対策を講じているか、明らかにされたい。

第四 ETC機器の諸課題の解決及び対策について政府の見解を問う。

右質問する。